

京都市消防局告示第13号

平成4年9月1日京都市消防局告示第5号（京都市火災予防条例第54条の4の規定に基づく喫煙等の制限区域の指定）の一部を次のように改めます。

平成27年3月26日

京都市消防局長 杉本 栄一

喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域の表養源院の項中「東山区三十三間堂廻り町656番地」を「東山区三十三間堂廻り656番地」に改め、同表東福寺の項中「二王門」を「仁王門」に改め、同表竜吟庵の項中「竜吟庵」を「龍吟庵」に改め、同表良正院の項中「東山区新橋通大和大路東入る3丁目林下町402番地」を「東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町402番地」に改め、同表方広寺の項中「東山区正面通大和大路東入る茶屋町527番地の4」を「東山区正面通大和大路東入茶屋町527番地の4」に改め、同項の次に次の1項を加える。

青蓮院門跡大日堂 | 東山区栗田口栗田山南町1番地 | 境 内 全 域

喫煙又はたき火その他の裸火の使用を制限する区域の表浄土真宗本願寺派本願寺の項中

「浄土真宗本願寺派本願寺」を「西本願寺」に、
「阿弥陀堂、御影堂及び白書院の付近（指定喫煙所を除く。飛雲閣及び鐘楼の付近）」を

「境内全域（指定喫煙所を除く。）」に改め、同表月輪寺の項中

「収蔵庫の付近」を「収蔵庫の付近
収蔵庫内部」に改め、

同表正法寺の項中「本堂及び前殿の内部」を

「本堂及び前殿の内部
遍照塔付近」に改める。

(消防局予防部)